

会社・法人登記事務の取扱庁が変わります

鳥取地方法務局倉吉支局・米子支局で取り扱っている、  
会社・法人の設立や役員変更などの登記申請に関する  
登記事務は、平成22年10月12日(火)から、  
**鳥取地方法務局登記部門(本局)**  
で取り扱うこととなります。

- 不動産(土地・建物等)の取扱庁につきましては、変更ありません。
- 取扱庁の変更に伴い必要となる登記手続はございませんが、会社法人等番号が変わりますので、ご注意ください。
- インターネットを利用したオンライン申請や郵送による登記申請もできます。
- 取扱庁変更後の事務の取扱いは次のとおりです。

倉吉支局・米子支局に本店・主たる事務所のある会社・法人	倉吉支局 米子支局	鳥取地方法務局 登記部門(本局)
会社・法人の登記の申請手続	×	○
会社・法人の登記事項証明書の発行	○	○
会社・法人の印鑑証明書の発行	○	○
会社・法人の登記事項要約書の発行	×	○
会社・法人の閉鎖登記簿の謄抄本・閲覧	×	○
会社・法人の電子署名の届出	○	○
会社・法人の印鑑の届出(廃止・改印を含む)	×	○
会社・法人の印鑑カードの発行・再発行・廃止	○(注1)	○
会社・法人の登記申請書の閲覧	×	○
会社・法人の登記相談	△(注2)	○

(注1) 各支局の登記管轄内に本店・主たる事務所がある会社・法人に限ります。

(注2) 会社・法人の登記手続に関するご質問・ご相談は、倉吉支局及び米子支局でもお受けいたしますが、内容によっては、鳥取地方法務局登記部門でお取扱いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【変更後の取扱庁】

名称 鳥取地方法務局登記部門  
所在 〒680-0011  
鳥取市東町2丁目302番地

【お問合せ先】(商業法人専用)

鳥取地方法務局 登記部門  
TEL (0857)22-2243  
FAX (0857)22-2139

【インターネット利用が便利でお得】

- ・登記事項証明書の送付請求
- ・オンライン登記申請
- ・登記情報提供サービス  
(登記情報の確認)

鳥取地方法務局の案内図

